

イベントベースサーベイランス (EBS) 事業実施にかかるQ&A

| No. | 分類 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-----------|--|--|
| 1 | 検査基準 | 風邪症状のある方の人数など検査基準に該当していない場合でも報告が必要ですか | 報告の必要はございません。検査基準に該当した場合にご報告ください。 |
| 2 | 検査基準 | 対象者の健康状態が検査基準に該当した場合、いつ報告すればいいか。 | 出来る限り速やかに報告してください。 |
| 3 | 検査基準 | 検査基準に該当しているのか分からない、迷う場合はどうすればいいですか。 | 本事業では、各施設が普段と異なる風邪様症状者の発生を確認した場合を検査基準としております(1月17日から、当面の間、 風邪様症状者が一人でもいる場合は申し込みいただくことが可能です)。判断に迷われる場合等、本事業の仕組みに関わるご質問等があれば、施設ごとの県担当課までお問い合わせください。なお、検査の受付、検査の流れや検査手法等にかかる質問等についてはEBS検査総合窓口にお問い合わせください。 |
| 4 | 検査対象 | 検査をする際に休みや夜勤等で検体採取できない場合はどうすればいいですか。 | 検体採取日に不在となる方や、だ液の採取が困難な方等について、無理に採取する必要はありません。検体採取できた方の検査の結果を受け、陽性者が判明した際には、保健所が改めて検査対象等を決定します。なお、体調不良の方が検査を受けるために出勤や出席等されることが無いようご注意ください。 |
| 5 | 検査対象 | 検査キット配布日に欠席した人の家には、検体採取容器等を渡しに行かなければならないのか。具合の悪い人には検査できないのではないのか | 検体採取日に欠席の人に対して検査をする必要はなく、体調不良の人が検査のために出勤・出席等されることが無いようご注意ください。また、症状に応じて適切に受診ください。 |
| 6 | 検査対象 | イベント発生時の検査の対象範囲はどの範囲ですか。 | 検査の対象範囲は、イベントが発生しているユニット、フロア、またはクラス等の単位の職員、利用者、児童、生徒、園児全員となります。 |
| 7 | 検査対象 | イベントのあった場合、クラス・ユニット・フロア等の単位で検査となっているが、その場所に関連する職員等は検査対象になるか。 | 該当のクラス・ユニット・フロア等を担当する職員はすべて検査対象となります。その場所に関連する職員も対象としていただいて問題ございません。また、例えば職員室や部活等の中でイベントが起こっている場合は、その集団を単位として検査することも可能です。 |
| 8 | 検査対象 | イベントは発生していないが、過去に陽性者が判明したなど心配であるため、陰性を確認するために検査を申し込んでよいのか。 | 本事業では、各施設が普段と異なる風邪様症状者の発生を確認した場合を検査基準としております(1月17日から、当面の間、 風邪様症状者が一人でもいる場合は申し込みいただくことが可能です)。陰性確認のために検査を受けることはできません。 |
| 9 | 同意書 | 施設の参加同意と併せ、保護者の同意書は、参加の前提としてあらかじめ必要か | 本事業における検査実施時に、申し込み書と併せて施設の同意書を提出いただけます。事前に対象となる方やそのご家族等へ説明し、可能な限り本事業にかかる検査実施の同意をいただけてください。検査が必要となった際に迅速に対応できるようご協力お願いいたします。 |
| 10 | 検体採取・提出手順 | 検査に必要な唾液を採取してから、検査機関に提出するまでの保管時間の制約はあるか。 | 民間検査機関各社によって異なりますが、少なくとも検体を採取した翌日には検体提出が必要となります。 |
| 11 | 検体採取・提出手順 | 採取する前の検体容器の保管はどのようにすればよいのか。 | 検体採取容器は日陰の涼しいところで保管してください。 |
| 12 | 検体採取・提出手順 | 採取した検体の保管は常温でいいのか | 民間検査機関各社によって検体の保管方法は異なりますので、検査を受けられる施設に対して個別にご説明させていただきます。 |
| 13 | 検体採取・提出手順 | 検体回収してもらう日を複数日設けてもいいか | 民間検査機関の検体回収は1度のみとなりますので、複数日にまたがる回収はできません(対象者が大規模となる場合は個別に調整させていただきます)。 |
| 14 | 検体採取・提出手順 | 検体を採取する日は複数日設けられますか。 | 検体には保存可能期間があるため、検体採取日は1日のみ指定いただき、基本的に採取の当日または翌日検体回収となります。検体回収日の、回収までの時間に採取いただくことは可能です。 |
| 15 | 検体採取・提出手順 | 検体の採取方法等について、検査機関から各施設に説明されるとなっているが、事前に説明していただけなのか | 各民間検査機関や対象者の属性等によって検体の採取方法は異なりますので、検査を受けられる施設に対して個別にご説明させていただきます。 |
| 16 | 検体採取・提出手順 | 検査に必要な検体(だ液)は誰が、どのように採取しますか。 | ご自身で採取可能な場合は自己採取いただき、難しい場合は職員や家族等が介助してください。検体採取は、検査容器にだ液を入れるのみ(または綿棒を使用して採取)ですが、具体的には検査時にEBS検査総合窓口から各施設に対して説明させていただきます。 |

| No. | 分類 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-----------|--|---|
| 17 | 検体採取・提出手順 | 検査を実施することになった際、検体を提出する際には名簿などが必要なのでしょうか | 名簿の提出が必要となります。 名簿には、検査対象者の氏名、フリガナ、生年月日、年齢、性別、お住まいの市町村名を提供いただく必要があります。 |
| 18 | 検体採取・提出手順 | 唾液採取と提出までの一連の流れはありますか？ | 別紙「検査フロー図」を参照してください。 |
| 19 | 検体採取・提出手順 | 採取した検体はどのように検査機関に提出すればいいですか。 | 本事業においては、EBS検査総合窓口が施設まで検体を取りに伺いますので、検査機関まで運んでいただく必要はありません。 |
| 20 | 検体採取・提出手順 | 唾液の検体採取ではなく、施設の医師等に協力いただき、鼻咽頭や鼻腔拭い液で採取したいが可能か。 | 施設において、医師による採取をされる場合は可能です。 その場合は、個別にEBS検査総合窓口にご相談ください。なお、本事業にかかる当該採取行為は保険診療の対象外となります。 |
| 21 | 結果報告手順 | 検査の結果は、どういった流れで施設に対して報告があるのか | 別紙「検査フロー図」を参照してください。 |
| 22 | 結果報告手順 | 検査結果が出るまでにどの程度時間がかかるか。 | 民間検査機関各社によって異なりますので、検査を受けられる施設に対して個別にご説明させていただきます。 |
| 23 | 結果報告手順 | 陰性証明の発行は可能か。 | 本事業は、陰性確認を行うことを目的としないため、陰性証明は発行できません。 |
| 24 | 陽性者の対応 | 本事業で陽性となった場合の受診はどうすればよいか。 | 検査の結果陽性となったご本人またはそのご家族等からEBS検査総合窓口にご連絡をいただき、受診調整のうえ、医療機関に受診していただきます。 受診方法は、医療機関により異なり、対面診療の場合と、電話等によるオンライン診療の場合がありますが、指定された方法で受診していただきます。 |
| 25 | 陽性者の対応 | 本事業で陽性者が判明した場合、施設を休止する必要があるか。 | 施設の休止等の必要性については、保健所の意見等を踏まえ、各施設でご判断ください。 |
| 26 | 陽性者の対応 | 検査の結果陽性となった場合、周りにいる職員、利用者、児童、生徒等は休ませるべきか。 | 検査の結果陽性となった場合、医療機関からの発生届を受け、保健所が調査したうえで、濃厚接触者等を特定させていただきます。 それ以外の方については、症状等がない限り休む必要はありませんが、休ませるかどうかは施設の判断となります。 |
| 27 | 陽性者の対応 | 本事業で陽性となった場合、どうして医療機関に受診する必要があるのか。 | 医療機関や保健所で実施されている検査は、検査の必要性の判断や検査実施を医療機関や保健所で実施されることから、陽性者の診断についても医療機関や保健所で行っております。 本事業では、検査実施の判断から、検査結果に至るまで医療機関や保健所を介さず施設の判断で実施いただくことから、陽性が判明した方については、別途医療機関に受診いただき、医師の診療・診断を受けていただくことが必要となります。 |
| 28 | 費用 | 本事業で陽性となった場合、医師の診断に要する費用は公費負担が適用されるのか | 陽性となった場合の受診にかかる費用について、初診料や再診料等は公費負担の対象に含まれていないため、一部実費が必要となります。 なお、診断時に改めて新型コロナにかかる検査が行われた場合の検査費用に関しては公費負担となります。 |
| 29 | その他 | 体調不良の人がいるが、本事業での検査が決まっているため、受診は控えていいか。 | 体調不良の職員、利用者がいる場合は、その症状に応じて適切に受診いただくとともに、本事業の検査を待たれることが無いようご注意ください。 |
| 30 | その他 | 各施設はどの検査機関で検査するかを選べるのか。 | 検査機関の選定については、検査機関の受け入れ可能数や、施設の特性等を踏まえ、EBS検査総合窓口において調整し選定させていただきます。 |
| 31 | その他 | 本事業で検査を受けるとなった場合、施設を休止する必要があるか。 | 施設休止の必要性については、各施設でご判断ください。 |